

2020年9月28日 全16頁

ASEAN 主要国の新型コロナへの政策対応と 進出日系企業の資金繰り状況

親会社からの資金支援を頼る傾向が続こう

金融調査部 主任研究員 中村 昌宏
アジアコンサルティング部 シニアコンサルタント 中川 葉子

[要約]

- ASEAN 主要国（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）では、新型コロナウイルス感染の拡大に対し、政策金利の引き下げ、低利融資スキームの新設、個人や中小企業等に対する債務返済猶予、休業者等に対する給付金等の施策を講じたことで、足下の為替・債券・株式市場は落ち着いている。
- しかし、銀行部門では、貸倒引当金を大幅に積み増したことで、上半期の当期利益は前年同期の5~7割の水準に留まった。新型コロナウイルスの影響が長期化し、銀行部門の収益性や財務の健全性が更に悪化する場合、ASEAN 主要国の通貨安や長期金利の上昇が進む可能性が懸念されよう。
- ASEAN 主要国に進出している日系企業の多くは、内部留保の切り崩し等で、この半年間の資金繰りを乗り越えている。但し、景気回復までの時間が長期化するにつれ、日本の親会社に資金支援を求める傾向が強まると予想される。

目次

1. 感染者の拡大ペースが二極化.....	2
2. 4-6月期の経済成長率は軒並みマイナスに.....	3
3. 迅速な対応が奏功している ASEAN 主要国の政策支援.....	4
4. 金融・資本市場の反発力は相対的に弱い.....	6
5. コロナの影響長期化は、銀行の財務バランス悪化をもたらす.....	8
6. 進出日系企業の親会社に対する資金支援ニーズは高い.....	9
Appendix 1. シンガポール.....	10
Appendix 2. マレーシア.....	11
Appendix 3. タイ.....	12
Appendix 4. インドネシア.....	13
Appendix 5. フィリピン.....	15

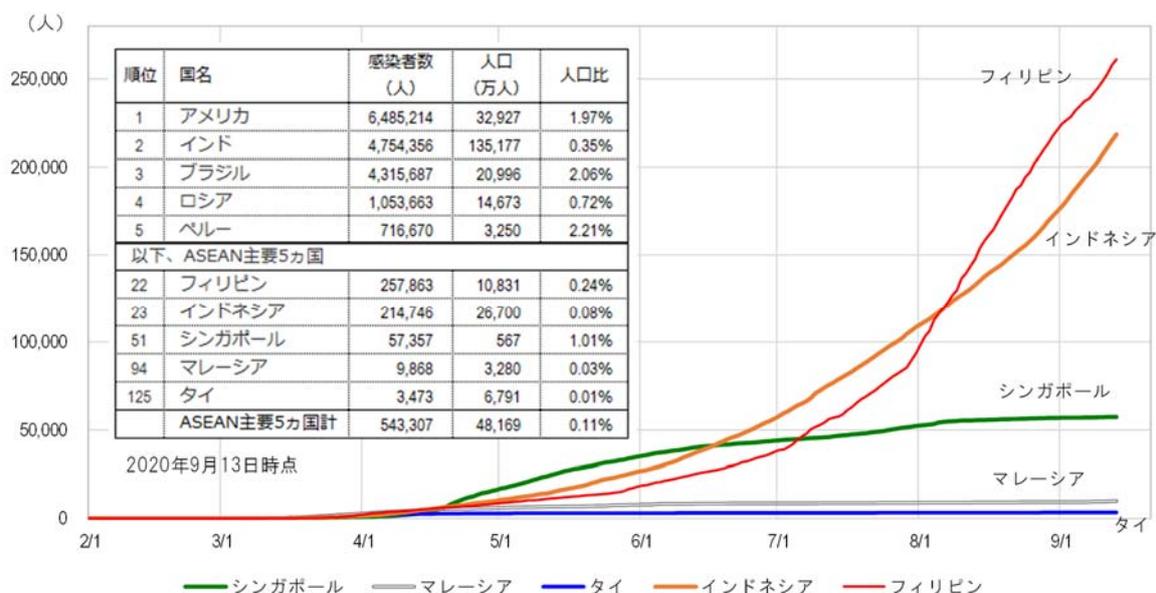
1. 感染者の拡大ペースが二極化

3月下旬にASEAN主要国（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）で新型コロナウイルス（以下、「新型コロナ」）の感染者数が目立って増加し始めてから、ほぼ半年が経過した。感染者数の増加は続いているものの、この1ヵ月（8/13～9/13、ジョンズ・ホプキンス大学等調べ）の1日あたりの平均新規感染者数を見ると、増加ペースは二極化している。

比較的、新規感染者数を抑えるのに成功しているのがタイ（4名）とマレーシア（25名）である。また、4月下旬には海外からの出稼ぎ労働者を中心に1日あたり新規感染者数が1,000名を超えていたシンガポールも、足下は60名程度と一時期に比べて感染拡大ペースは鈍化している。一方、増加ペースが速いのが、フィリピン（3,667名）とインドネシア（2,760名）である。累積感染者数でも、データが公表されている世界213ヵ国・地域中、フィリピンが22番目、インドネシアが23番目に多い（9/13時点）。

3年半ばから4月上旬に各国政府が経済・社会活動の制限を始めたことで新規感染者数の増加をある程度抑えられ、ASEAN主要国は6月初めから徐々に活動制限を緩和した。しかし、感染の根絶が難しい現状では、コロナ前と同様な経済活動に戻るのには難しい。また、新規感染者数が再び増加する場合には、改めて経済・社会活動が制限される状況に変わりはない。実際、新規感染者数が増加したフィリピンでは、8月上旬にマニラ首都圏で2週間の外出禁止令が発出され、インドネシアの首都ジャカルタ特別州では、9月14日から再び「大規模社会制限」が強化されることとなった。これらを踏まえると、新型コロナの影響が収束に向かっているとは言い難い。

図表1 新型コロナウイルス感染者（累積）の推移



(注) 人口はIMF, “World Economic Outlook 2019/10”より、2019年の数値を用いる。

(出所) 各国保健省、世界保健機構 (WHO)、Bloomberg、ジョンズ・ホプキンス大学、IMF、日本放送協会 (NHK) より大和総研作成

2. 4-6 月期の経済成長率は軒並みマイナスに

新型コロナの影響で、景気は急速に悪化した。特に4月から5月にかけての経済・社会活動の制限で多くの企業が事業の休止を余儀なくされたため、ASEAN 主要国の4-6 月期の実質経済成長率（前年同期比）は5カ国ともマイナスとなった。5カ国とも消費活動（家計部門）と投資活動（企業部門）の落ち込みが大きく、特にインドネシアを除く4カ国は、10%超のマイナス成長となった（図表2上）。

急速な景気悪化に伴い、雇用環境も悪化している。国によって失業率の水準や調査の時期・頻度は異なるものの、新型コロナ感染拡大後の統計がまだ発表されていないインドネシア以外の4カ国では、2019年末時点に比べて失業率が大幅に上昇している（図表2下）。

7-9 月期以降の経済統計には、活動制限が緩和されたことで景気回復の兆候が現れると予想される。しかし、回復力や持続性を楽観視はできまい。確かに、鉱工業生産指数では、タイやマレーシアの電気機器のように、一部の業種では前年同月を上回る水準に回復している。しかし、4-6 月期に実現しなかった需要の後ろ倒しや新型コロナ感染拡大の第2波に備えた在庫の積み増しの可能性もある。また、現地の日本人商工会議所等が行った日系企業へのアンケート調査によると、タイの本年下半期に対する業況判断は「悪化する（64%）」が「上向く（20%）」を大きく上回り、マレーシアでは7月時点でまだ回答企業の4割が「5~8割程度の稼働に留まる」と回答する等、現地では慎重な見方が多いことも示されている。

図表2 経済成長率と失業率の推移

実質GDP成長率 (前年同期比)	2019				2020	
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
シンガポール	1.0%	0.2%	0.7%	1.0%	-0.3%	-13.2%
マレーシア	4.5%	4.8%	4.4%	3.6%	0.7%	-17.1%
タイ	2.9%	2.4%	2.6%	1.5%	-2.0%	-12.2%
インドネシア	5.1%	5.1%	5.0%	5.0%	3.0%	-5.3%
フィリピン	5.7%	5.4%	6.3%	6.7%	-0.7%	-16.5%

失業率	2019				2020		
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3
シンガポール	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%	2.4%	2.8%	-
マレーシア	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.5%	5.1%	-
タイ	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	2.0%	-
インドネシア	5.0%		5.3%		5.0%		-
フィリピン	5.2%	5.1%	5.4%	4.5%	5.3%	17.7%	10.0%

(注) 失業率で採用した統計値は、シンガポールは、3月、6月、9月、12月の四半期（季節調整値）。

マレーシアは、月次の原計数を四半期ごとに平均。タイは、月次発表分の3月、6月、9月、12月の値。

インドネシアは2月と8月の半期ベースの値。フィリピンは、1月、4月、7月、10月の四半期。

(出所) 各国統計局より大和総研作成

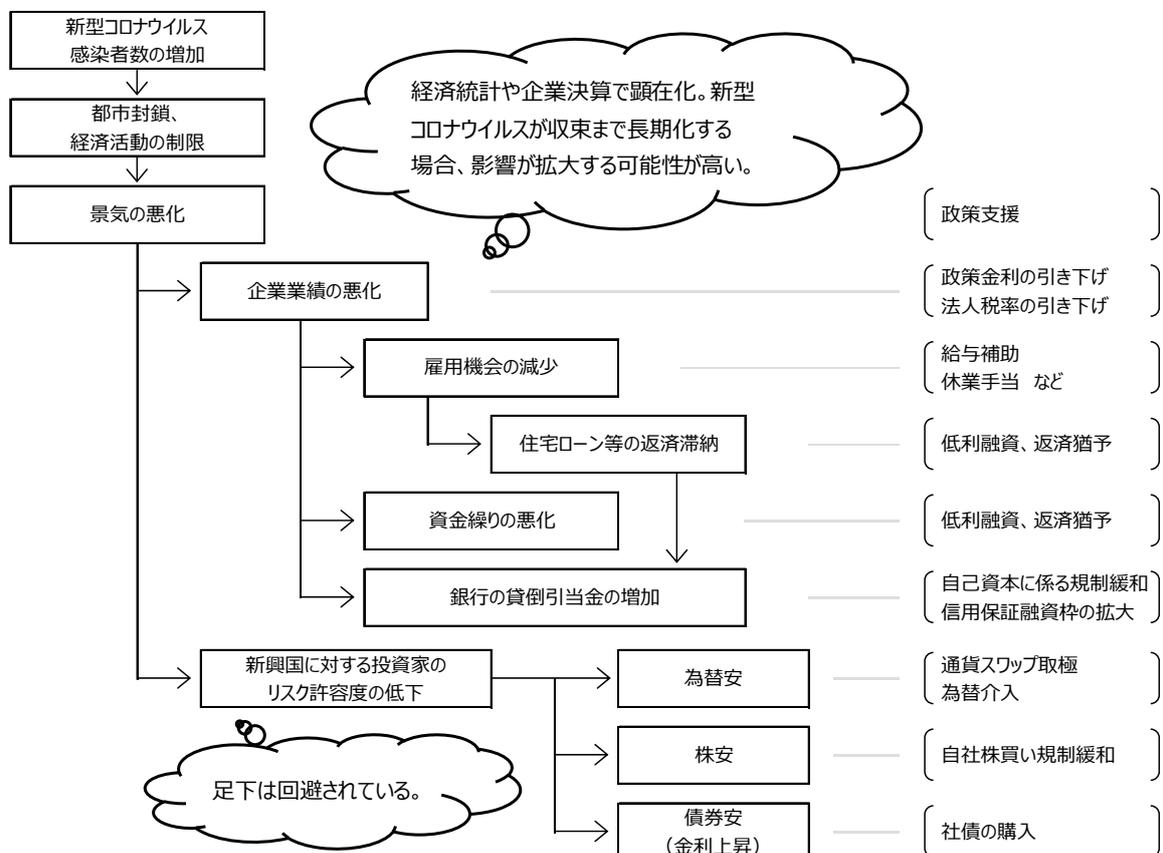
3. 迅速な対応が奏功している ASEAN 主要国の政策支援

ASEAN 主要国の政府は、社会・経済活動の制限を課す一方で、家計部門や企業部門への悪影響を極小化するため、中央銀行とともに各種支援を実施している。3月下旬以降、政府は企業への低利融資スキーム、既存の債務の返済猶予、給与補助や休業手当の支給などの施策を公表し、また中央銀行は、政策金利の引き下げや預金準備率の引き下げ、銀行に対する資本規制等の一時的な緩和などを講じている。

図表 3 は、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす影響とそのプロセスの例を示している。景気の悪化は、家計部門では所得の減少や住宅ローン等の返済滞納ケースの増加を、企業部門では売上高の減少に伴う資金繰りの悪化を招く。銀行部門では、家計や企業への融資が不良債権化することで、貸倒引当金の積み増しが求められる。一方、金融・資本市場では、新興国に対する投資家のリスク許容度が低下し、為替・株式・債券のトリプル安が進行する可能性も危惧される。

ASEAN 主要国の政策は、規模が十分だったかを判断することは難しいものの、方向性はこれらのシナリオに対して影響を抑えるための内容といえる。これまでのところ ASEAN 主要国の金融・資本市場ではそれほど大きな混乱は生じていないことから、現時点では政策支援の効果が市場で評価されているといえよう。

図表 3 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす影響と政策支援の例



図表 4 は、国別にみた政策支援をまとめている（国別の主な政策内容や発表時期は、巻末の「Appendix」参照）。図表 4 からは、5 カ国とも、「政策金利の引き下げ」、「融資スキームの拡大」、「給与補助・休業手当等の支給」、個人や中小企業向けを中心とした「返済の猶予」や「低利融資」を実施・導入していることが窺える。

他方、個別の政策支援策では、シンガポールとインドネシアが特徴的である。

政策金利がないシンガポールでは、金融管理庁が政策手段として注視する「名目実効為替レート」の方向性について、従前の「緩やかな上昇」から「横ばい」とする旨のガイダンスを発表し、金融緩和の方向性を示している。また同庁は、銀行などの金融機関に対し、2020 年度の配当金を最大で前年度の 6 割の水準に留めるよう促している。

インドネシアは、一時 5 カ国の中で最も為替市場で通貨安が進んだこともあり、中央銀行が為替市場で介入（ルピア買い・米ドル売り）を行った。また、中央銀行は、政府の新型コロナ対策費用調達のため、財務省が新たに発行する国債の一部を引き受けることとなった。

図表 4 中央銀行と政府の主な政策支援

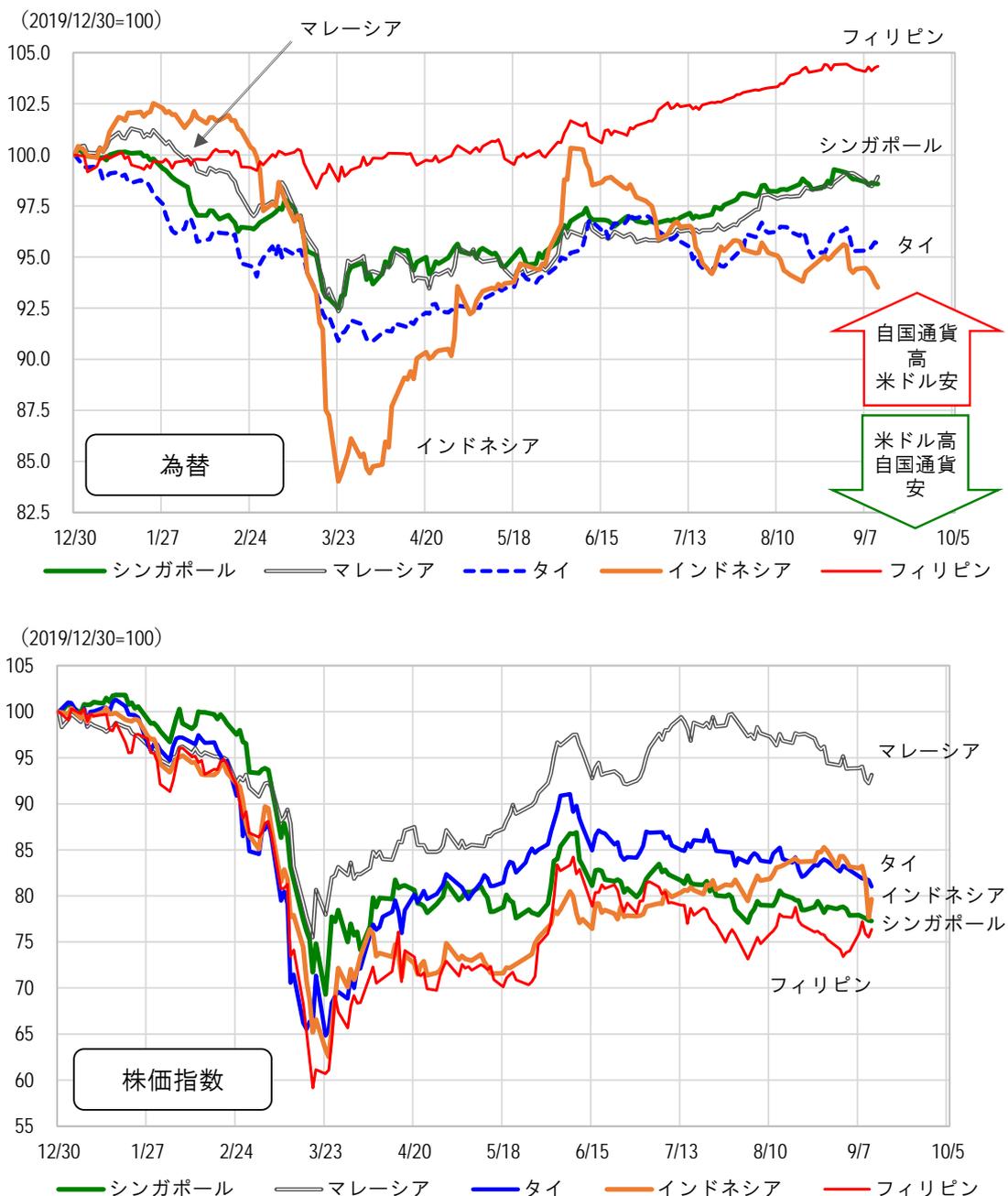
		シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
中央銀行	政策金利の引き下げ	該当なし	○	○	○	○
	法定準備率/預金準備率の引き下げ	-	○	-	○	○
	為替介入	-	-	-	○	-
	通貨スワップ取極等の締結	○	-	○	-	-
	銀行に対する資本規制等の（一時的な）緩和	○	-	-	-	○
	国債の引受	-	-	-	○	-
	融資スキームの拡大	○	○	○	○	○
	金融機関に対する配当引き下げの要請	○	-	○	-	-
政府	法人所得税率の引き下げ	-	-	-	○	-
	給与補助・雇用助成金・休業手当等の支給	○	○	○	○	○
	返済猶予（中小企業）	○	○	○	○	○
	〃（個人）	○	○	○	○	○
	低利融資（中小企業）	○	○	○	○	○
	〃（個人）	○	-	○	○	○

（注）国別の主な政策内容や発表時期は、巻末の「Appendix」参照
（出所）IMF、JETRO、各国発表資料より大和総研作成

4. 金融・資本市場の反発力は相対的に弱い

米国をはじめ新型コロナの感染拡大が顕著となった2月下旬から3月下旬にかけて、米国株の下落を契機にリスク資産への投資を回避する動きが現れ、ASEAN主要国の金融・資本市場では、米ドルに対する通貨安、株価指数の下落、債券価格の下落（金利の上昇）のトリプル安に見舞われた（図表5、6）。

図表5 対米ドルレート（上図）と株価指数（下図）の推移



(注1) 為替レートは、2019年12月30日の値を100として計算

(注2) 株価指数は、2019年12月30日（フィリピンは2019年12月29日）を100として計算

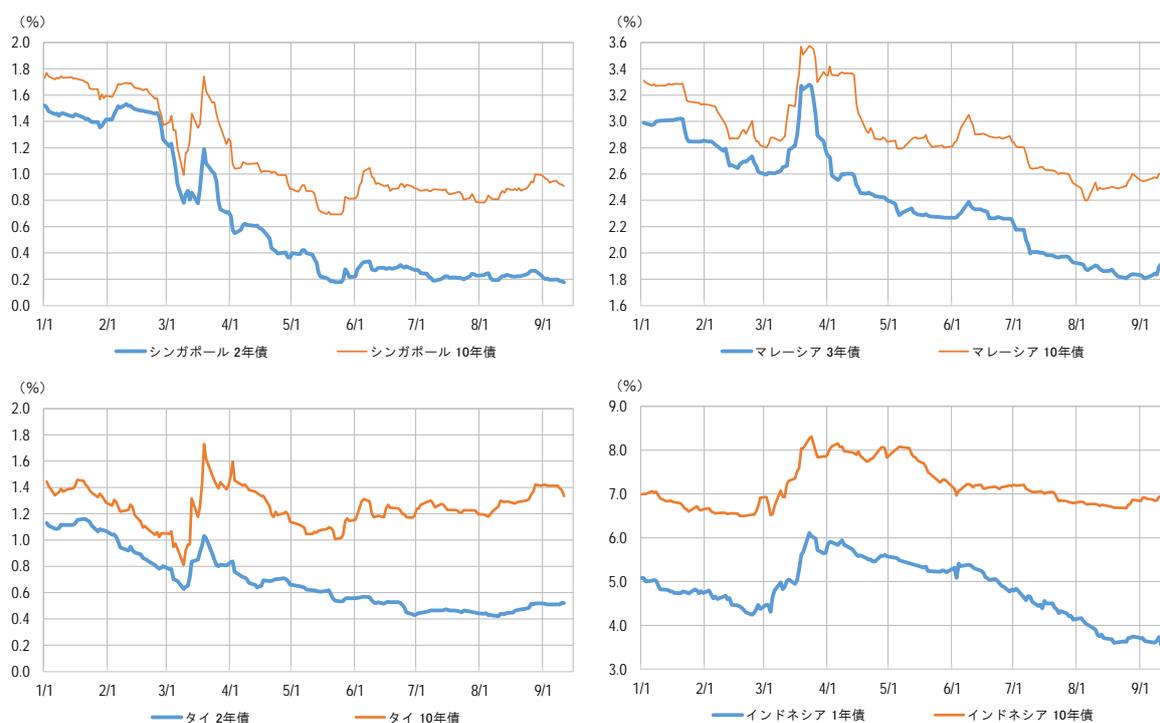
(出所) Bloomberg より大和総研作成

中でもインドネシア・ルピアは、一時、1998年6月に記録したアジア通貨危機時の最安値（1ドル=16,950ルピア）に迫る1ドル=16,625ルピアにまで為替安が進んだ。インドネシア中央銀行が為替介入を行ったことで、4月下旬には他のASEAN主要国の通貨に比べて下落していた分は概ね戻しているが、タイ、シンガポール、マレーシアと同様に、昨年末の水準には達していない。

株価指数は、米国の株価指数（S&P500）が、昨年末から3月23日かけて約3割下落すると、ASEAN主要国の株価指数は同期間に22～40%ほど下落した。しかし、その後の株式相場の回復局面では、ASEAN主要国は米国ほど回復していない。9月11日時点、S&P500指数が昨年末の水準を上回っているのに対し、マレーシアは約9割、その他4カ国は約8割の水準に留まる等、全般的に反発力は弱い。

年初より低下基調にあった債券利回りは、3月初旬から米国の主要株価指数が直近のボトムを付けた同月23日にかけて急上昇した（図表6）。その後、利下げ等の政策対応が奏功し、足下の短期債利回りは3月初旬よりも低い水準にある。他方、長期債利回りの低下は一服し、特に8月以降、長短スプレッドが拡大している。長短スプレッドの拡大は、「市場参加者が景気回復と将来の金利上昇を見込んでいる」と解釈することも可能だが、日本・米国・ドイツ等の先進国の長期債利回りがそれほど大きく変動していないことや、先進国では株価指数が上昇していることを踏まえると、「市場参加者が新興国リスクを回避し始めた」と捉える方が妥当と考えられよう。新興国リスクの上昇が続く場合には、ASEAN主要国の通貨や債券が売られ、景気への悪影響も懸念されるため、国債レポの増額などの政策当局による追加対応や、為替予約をはじめとした進出日系企業の財務戦略の動きが注目されよう。

図表6 債券利回りの推移（2020年1月～）



（注） フィリピンはデータの連続性が欠けるため、掲載していない。

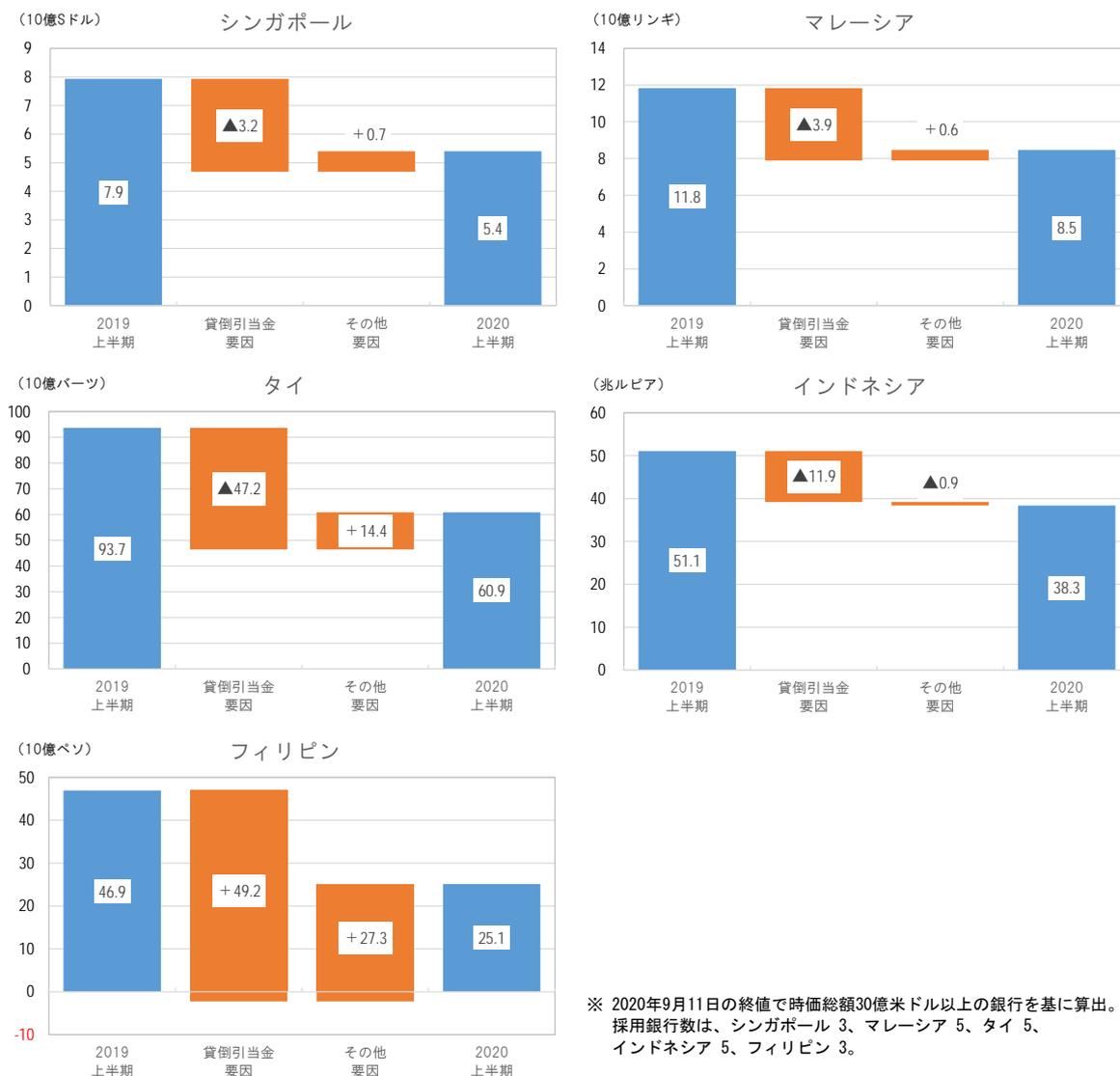
（出所） Bloomberg より大和総研作成

5. コロナの影響長期化は、銀行の財務バランス悪化をもたらす

債券利回りの長短スプレッドの拡大を新興国リスクの上昇の現れと考える理由に、銀行部門の収益悪化がある。Bloomberg のデータを基に、7月下旬から8月下旬にかけて発表された ASEAN 主要国の大手銀行（時価総額 30 億ドル以上）の 1-6 月期決算を集計したところ、貸倒引当金が大幅に増加したため、当期利益は前年同期に比べてフィリピンがほぼ半減、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアが約 7 割の水準に留まっている（図表 7）。

ASEAN では主要銀行の規模が日本や欧米の主要銀行よりも小さく、また経済規模に比べて銀行数が多いとされる。新型コロナによって貸出先の返済能力が低下し、銀行が貸倒引当金を計上する状況は ASEAN 主要国に限ったものではない。しかし、景気悪化が長期化した場合のリスク、銀行部門のバランスシートが毀損して金融システムへの悪影響が生じることを、市場が不安視している可能性はあろう。

図表 7 各国大手銀行の当期利益の増減益要因



(出所) Bloomberg より大和総研作成

6. 進出日系企業の親会社に対する資金支援ニーズは高い

外務省「海外在留邦人数調査統計」を基にすると、2018年10月1日時点でASEAN諸国にある日系企業の拠点数は、主要5ヵ国で1万拠点を超えている。中国の約3万3,000拠点に比べれば少ないが、米国（約9,000拠点）を上回るなど、日本企業にとってASEAN主要国の重要性は高い。

新型コロナで事業活動が制限されたため、資金繰りが悪化した日系企業は少なくない。現地の日本人商工会と日本貿易振興機構（JETRO）による進出日本企業へのアンケートでは、シンガポールを除く4ヵ国で、資金繰りの状況等が記されている。これによると、「資金繰り難」や「資金繰りへの影響あり」と回答している比率は、フィリピンで約5割（調査期間：6/8～11）、タイでは約4割（同5/18～6/10）、インドネシアでは約3割（6/8～16）、マレーシアでは約2割（同7/13～17）となっている。資金繰りが悪化した企業の多くでは、運転資金（内部留保）を切り崩した模様である。

このような中、進出日系企業の親会社に対する資金支援の期待は高い。アンケートの中でも、今後の対応として「親会社からの支援」を挙げている企業が多数を占めている（タイ：製造業56.1%、非製造業68.8%、マレーシア：製造業66.7%、非製造業62.5%、フィリピン：製造業67.9%、非製造業66.6%）。各アンケートでは「親会社からの支援」の具体例は示されていないが、代表的な手段として貸付（親子ローン）や追加出資が挙げられよう。また、親子間取引が多いケースでは、日本の親会社から仕入れた原材料費の支払期限の延長や、日本の親会社への売掛金の早期回収など、決済期間の調整も活用されると思われる。

ASEAN主要国など海外子会社向けの親子ローンでは、政府系金融機関（国際協力銀行、日本政策金融公庫、商工中金）の融資スキームの利用が増えると予想される。親会社が金融機関から借り入れた資金を海外子会社に貸与するため、親会社のバランスシート（負債）が肥大化する点や為替リスクを負う点には留意が必要だが、貸付先が国内親会社であるため、比較的短期間での与信判断が行われるメリットがある。また、国際協力銀行が7月に発表した、新型コロナの影響を受けた日本企業の海外事業を支援するための時限措置を活用することも一案だろう。当該措置では、シンガポールなど先進国を対象とした「日本企業（中堅・中小企業を含む）の先進国事業に対する貸付け・保証等」と、ASEAN主要国を対象に含む「国内企業を通じた海外事業に対する貸付け」の投資金融業務を開始することとなっている。

日本でも新型コロナの影響が大きく、親会社自体が当座資金の確保のために銀行借入を増やしたケースも多い。日本事業の立て直しを図る中、海外子会社への資金支援を検討する時間を十分確保することは難しいと思われる。しかし、現地の政府・中央銀行の政策支援や金融・資本市場の動向を踏まえ、子会社の資金支援を検討することは、多くの日本企業にとって重要であるといえよう。

Appendix 1. シンガポール

図表 A シンガポールの政策対応

日付	分野	政策の主な内容
3/19	通貨スワップ協定の締結	シンガポール金融管理庁（MAS）が、米連邦準備制度理事会（FRB）との間で相互に資金を融通し合う通貨交換（スワップ）を利用して最大600億米ドルを調達し、国内の銀行への貸し付けに充てると発表。3/15にFRBを含む6の中央銀行が米ドルの通貨交換取極を締結し、更にFRBがMASを含む9の中央銀行と取極を締結した。いずれも、世界的に拡大する米ドル需要に対し、流動性を供給することを目的としている。
3/30	金融緩和を発表	MASが金融緩和を実施すると発表。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて、国内経済が後退局面に入る可能性が高いため。2019年10月に続く緩和措置。 シンガポールでは、金融政策の手段として、金利ではなく為替を重視している。具体的には、主要な貿易相手国・地域の通貨をそれぞれの貿易量で加重平均した名目実効為替レート（NEER：Nominal Effective Exchange Rate）につき、①今後の方向性（slope）、②変動幅（width）、③変動幅の中心水準（level）のターゲットを掲げている。今回の金融緩和策では、①年間の上昇率をゼロ%とし、②許容変動幅の大きさは変更せず、③実勢水準を起点とする、と発表された。なお、②の変動幅については、具体的な数値での発表はされていない。
3/31	中小企業・個人向け支援策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業向け 担保付きローンの元本支払いを、12/31まで先送りすることを認める。対象企業は、4/6時点で、過去90日間に支払いの延滞がない企業。 商業銀行に対し、シンガポール企業庁による支援策「中小企業向け運転資金ローン・スキーム」や「つなぎ融資プログラム」等、中小企業向け融資のための資金を、低コストで提供する。金融機関の申し込みは本年12月まで。 ■ 個人向け 住宅ローンの「元本」または「元本と利息の両方」のいずれかの返済を、12/31まで延期することを認める。当該延期分の利息は付されない。対象者は、4/6時点で90日を超える支払い延滞がないローン契約者。 個人向け無担保ローンでの最高利率（年）を、現在の26%から8%に引き下げる。対象者は、2/1以降、月収が25%以上減少した者。
4/7	銀行向けの規制の一時緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資本規制の緩和（～2021/9/30） 銀行が貸倒引当金を自己資本の補完的項目（Tier 2）に全額算入することを認める（現在は部分的算入）。 ■ 流動性規制の緩和（～2021/9/30） 6か月以内に満期を迎える個人・法人向け融資に対する安定調達額（資本）の割合を50%以上とすることを求める安定調達比率（Net Stable Funding Ratio：NSFR）を緩和し、同比率を25%以上に引き下げる。 ■ その他 バーゼル銀行監督委員会が決めた銀行の新自己資本規制「バーゼル3」の最終規則導入の1年延期。
4/7	不動産融資向け支援	MASは、不動産融資の返済が遅延する企業、個人の救済に伴う不動産ローン審査規制の適用除外に関する詳細を公表。企業・個人が資金をより柔軟に使えるよう支援する。 2013年6月、MASは不動産投機抑制策として、総債務返済比率（Total Debt Servicing Ratio：TDSR）を導入。これに基づき、金融機関は借り手の毎月のローン返済額が月収の6割を超えないようにする必要があった。 今回の支援策により、個人が住宅、商業、工業不動産の購入時に融資の返済遅延を申請した場合や、自宅としている不動産の融資の借り換えの場合、TDSRを適用しない。また、住宅資産価格の上昇分を担保にしたローン（Mortgage Equity Withdrawal Loans：MWL）の融資比率（融資時点の物件価格に対するローン貸出額の比率、Loan-to-Value：LTV）が50%を超えない場合や、クレジットカード、個人ローンなど無担保融資に関しても、TDSRを適用しない。 事業者に関しては、年間売上高が1億シンガポール・ドル（約78億円）以下で、従業員が最大200人の中小企業は、担保付の不動産融資の返済遅延を申請すればTDSRを適用しない。自宅、その他の不動産を担保にMWLで借り入れた事業者にも適用せず、LTVの上限を撤廃する方針も打ち出された。
4/20	中小企業向け支援	MASは、新型コロナウイルスで打撃を受けた中小企業の資金繰りを支援する制度「MAS SGD Facility for ESG Loans」の導入を発表。シンガポール・ドル建て資金を年利0.1%で金融機関に融資し、企業が資金を調達しやすくする。融資期間は2年。シンガポール企業庁（Enterprise Singapore：ESG）と共同で取り組む。 今回の中小企業向け支援策は、4/6発表の国内経済支援策の一環。同支援策では、政府が貸付金を保証するリスク・シェアリングで政府の保証率を従来の8割から9割に引き上げている。

4/30	個人向け支援策、第2弾を発表	MASは、シンガポール銀行協会（Association of Banks in Singapore）、シンガポール金融会社協会（Finance Houses Association of Singapore）と共に、新型コロナウイルス感染拡大の影響で融資返済に遅延が生じている個人に対する追加支援策を発表した。3/31に発表した支援策に次ぐ第2弾。 新たに返済延期を認められたのは、教育ローン、自動車ローン、改築ローン、商業用や工業用の不動産ローン、住宅資産価格の上昇分を担保にしたローン（Mortgage Equity Withdrawal Loans）等。 また、債務再編のため返済期間を延長することや、投資用不動産を購入した際の融資の借り換えを銀行が不動産ローン審査の規制である総債務返済比率（Total Debt Servicing Ratio）やモーゲージ・サービス比率（Mortgage Servicing Ratio）を適用せず認めることも、当該支援策に含まれている。
7/29	地場銀行に配当金の減額を要請	MASは、シンガポールに本社を置く銀行に対し、2020年度の配当金を、最大で前年度の6割の水準に留めるよう促した。また、2020年度の配当に関しては、現金の代わりに株式を配当とする選択肢を、株主に提供することを要請した。
7/30	通貨スワップ協定の締結	MASは、3/19に米連邦準備制度理事会（FRB）との間で締結した通貨スワップ協定（最大600億米ドル）を、2021年3月31日まで延長すると発表した。
8/7	金融機関に配当金の減額を要請	MASは、シンガポールに登録する金融機関に対し、2020年度の配当金を、最大で前年度の6割の水準に留めるよう促した。また、2020年度の配当に関しては、現金の代わりに株式を配当とする選択肢を、株主に提供することを要請した。
9/3	新貸出制度導入	MASは、資金流動性の供給をさらに拡大するため、シンガポール・ドル建ての新たな有担保貸出制度を導入すると発表した。現在導入している常設ファンシティー制度での無担保オーバーナイト貸出に加え、9月28日の週から1ヵ月物、3ヵ月物の有担保貸出を実施する。金融機関が企業や個人の資金需要に柔軟に対応できるよう支援する。これにより、国際基準に沿って定めた「国内のシステム上重要な銀行」に対し、当該有担保貸出を住宅ローンに活用することを認める。 また、本年3月に導入した米ドル建ての有担保貸出制度は、9月28日から貸付規定を緩和する。現在はシンガポール・ドル建て資産を担保に貸し付けているが、改訂後は証券なども担保にできるようにする。

(注) 1 シンガポール・ドル=77.61円（2020/9/11時点）。日付は政策実施日または報道発表日。

(出所) シンガポール金融管理庁、IMFより大和総研作成

Appendix 2. マレーシア

図表 B マレーシアの政策対応

日付	分野	政策の主な内容
1/22	政策金利を0.25%引き下げる	マレーシア中央銀行の金融政策委員会（MPC：Monetary Policy Committee）は、政策金利である翌日物政策金利（OPR：Overnight Policy Rate）を0.25%引き下げ、2.75%とすると発表した。
3/3	政策金利を0.25%引き下げる	MPCは、政策金利（OPR）を0.25%引き下げ、2.50%とすると発表した。新型コロナウイルスの影響で、生産活動や観光部門へのマイナスの影響が大きいと判断したため。
3/19	法定準備率を1%引き下げる	マレーシア中央銀行は、市中銀行が中央銀行に預ける法定準備金（SPR：Statutory Reserve Requirement）の準備率を3%から2%へと引き下げると発表（実施は3/20から）。 また、中央銀行は、国債の発行や流通市場に参加する指定金融機関（プリンシパル・ディーラー）に対し、マレーシア国債とマレーシア・イスラム国債を10億リンギ（約260億円）まで、法定準備金に組み入れることを認めた（2021/3末まで）。中央銀行によれば、これらの施策により、現行の銀行システムに300億リンギ（約7,700億円）の流動性が供給されると見込んでいる。
3/25	中小企業と個人に半年の融資返済の猶予を与える	マレーシア中央銀行は、中小企業や個人の融資返済猶予等を含む金融対策を発表。 ①中小企業と個人向けの融資： リンギ建ての正常債権（4/1時点で90日以上支払の滞納がないこと）につき、返済期間を6ヵ月間猶予する。また、カードの返済では、残額分を今後3年間のローンに変更できることとする（金利は現行よりも引き下げる）。 ②一般企業向けの融資： 雇用の確保と営業の正常化を図る企業が金融機関に対して融資の返済計画の相談を持ちかけた場合、金融機関が融資条件の緩和を柔軟に判断することを中央銀行は容認する。

3/27	中小企業等向け融資枠の条件を拡大する	<p>新型コロナウイルス感染症による経済への影響を緩和するため、マレーシア中央銀行は、中小企業等の融資スキームの拡大策を発表。これにより、中小企業の利用可能枠は40億リンギ（約1,000億円）増え、131億リンギ（約3,350億円）となった。</p> <p>1. Special Relief Facility : 【設定枠】20億リンギ→50億リンギ 【最高金利】年3.75%→同3.50% 2. All Economic Sectors (AES) Facility : 【設定枠】58億リンギ→68億リンギ 【最高金利】年8%→同7% 3. Agrofood Facility (AF) : 【設定枠】10億リンギ 【最高金利】年3.75% 4. Micro Enterprises Facility (MEF) : 【設定枠】3億リンギ … マレーシア零細企業向け</p>
5/5	政策金利を0.50%引き下げる	<p>MPCは、政策金利である翌日物政策金利（OPR）を0.50%引き下げ、2.00%とすると発表した。新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大して経済活動が減速する中、利下げを行ってマレーシア経済への影響を抑えることを企図している。</p> <p>また、マレーシア中央銀行は、「国内金融セクターは健全で、金融機関は強靱な資本と流動性の余裕を備えていると強調。2020年3月以降、マレーシア中央銀行は、国債の購入、リバースレポ、金融機関に対する法定準備要件の緩和措置を通じ、国内金融市場に420億リンギ（約1兆700億円）規模の流動性を供給した」と述べた。</p>
7/7	政策金利を0.25%引き下げる	<p>MPCは、政策金利である翌日物政策金利（OPR）を0.25%引き下げ、1.75%とすると発表した。利下げは4会合連続。</p>
7/29	失職者等に対する融資返済猶予を3か月延長	<p>ムヒディン首相が「今年に入って失業した者に限って、現行の融資返済猶予期間（2020年9月末）を3か月延長する」と発表したことを受け、マレーシア中央銀行は具体的な内容等について発表した。</p> <p>①今年に入り失業し、また再就職できていない者に対しては、返済猶予を3か月延長する。 ②新型コロナウイルスの影響で給料が減少した者に対しては、減給率に見合う返済額の減額措置を、最低6か月提供する。なお、期間終了前に銀行と当該期間の延長に係る再交渉が可能。 ③上記①②に該当しない個人と中小企業に対しては、一定の期間はローンの利子のみの支払いとすることや、毎月の支払額を減額するために借入期間自体を延長する等の措置を提供する。</p>
8/25	改正破産法案と新型コロナ臨時措置法案が可決	<p>マレーシア連邦議会下院は、新型コロナウイルス感染症の影響緩和を目的とした改正破産法案と2020年臨時措置法案を可決した。改正破産法は、破産宣告の条件となる債務額の下限を一時的に5万リンギから10万リンギに引き上げる。</p> <p>2020年臨時措置法案には、450億リンギ（約1兆1,500億円）相当の「新型コロナ基金」創設などが盛り込まれ、賃金補助や雇用維持、中低所得世帯向け給付金、小規模事業支援、職能・技術向上等に充当される。また、同法案には国内総生産に占める政府債務比率の上限を、現行の55%から60%に引き上げられることも盛り込まれた。</p>

(注) 1 リンギ=25.57 円 (2020/9/11 時点)。日付は政策実施日または報道発表日。

(出所) マレーシア中央銀行、現地紙報道、IMF より大和総研作成

Appendix 3. タイ

図表 C タイの政策対応

日付	分野	政策の主な内容
2/5	政策金利を0.25%引き下げる	<p>タイ中央銀行（BOT : Bank of Thailand）は、金融政策委員会（MPC : Monetary Policy Committee）で、政策金利である翌日物レポ金利を0.25%引き下げ、1.00%にすると発表した。新型コロナウイルスの感染拡大、政府の年度予算の執行の遅れ、干ばつによる経済見通しの下方改訂などが、利下げに至った主な要因。</p>
3/10	タイ政府が経済対策を閣議決定	<p>タイ政府は、新型コロナウイルスの感染拡大により、総額4,000億バーツ（約1兆3,600億円）の景気対策を閣議決定した。中小企業への金融支援や税制優遇が中心となる。</p> <p>【主な金融支援】 ①企業等への低利融資促進のため、政府貯蓄銀行が民間金融機関に対して2年間、年利0.01%の融資を実施。 ②新型コロナウイルスの影響を受けている者に対し、債務の返済を猶予。 ③労働省社会保険事務局（Social Security Office）に登録した企業に対する雇用促進支援（総額300億バーツ、年利3%のソフトローンを含む）。 ④政府貯蓄銀行が、個人向けの低金利での貸付枠を総額300億バーツ（約1,000億円）設定。</p>
3/20	緊急利下げ。政策金利を0.25%引き下げる	<p>BOTは金融政策委員会（MPC）の特別会合を開き、政策金利を0.25%引き下げて0.75%とすることを決定した。利下げは3/23付けで実施される。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が想定よりも深刻のため、正常に回復するには時間を要すると判断した。特に中小企業や家計部門での資金需要に対し、金融機関が積極的に対応できるよう、BOTは流動性の供給を重視した。</p>

3/20	信用保証公社が銀行の融資促進に協力	タイ信用保証公社（TCG：Thai Credit Guarantee Corporation）は、新型コロナウイルス感染症流行の影響で資金繰りが厳しくなっている中小企業を支援するため、提携先銀行と融資キャンペーンを始める。既存顧客でも新規顧客でも、1件あたり最大3,000万バーツ（約1億円）の融資の申し込みに対し、公社の保証を提供する。保証期間は最大10年で、保証料は当初の2年間は免除される。TCGは2020年1月から3月半ば（3/16）までに、4万3,000件の信用保証を実施し、保証額の合計が240億バーツ（約800億円）となっている。
3/24	タイ政府が経済対策第2弾を閣議決定	タイ政府は、3/10の経済対策に続き、第2弾となる景気対策（総額1,170億バーツ、約4,000億円）を閣議決定した。中小企業への金融支援や税制優遇が中心となる。 【主な金融支援】 ①中小企業に対し、当初2年間の利率が年利3%の融資を行う（1件あたり最大300万バーツ、約1,000万円）。 ②社会保険事務局に登録されていない労働者約300万人に対し、3か月間、1か月あたり5,000バーツ（約1.7万円）を支給。 ③個人向け無担保緊急融資（月利：0.1%、限度額：1万バーツ、約3.4万円） ④個人向け特別融資（要担保、月利：0.35%、限度額：5万バーツ、約17万円）
3/31	日本銀行との間で為替スワップ取極を締結	BOTと日本銀行は、両国の信用秩序の維持に資する観点から、タイバーツや日本円を相互に融通するための通貨スワップ取極を締結した。本取極による引出限度額は、日本銀行においては2,400億タイ・バーツ、BOTにおいて0.8兆円。また、本取極の有効期限は2023年3月30日。
4/7	中小企業支援策を発表	BOTと財務省は、社債市場の安定化と新型コロナウイルスによって打撃を受けた中小企業の支援のための追加措置を発表。 ①1億バーツ以下の借入金に対し、6か月間の返済猶予期間を付与。 ②最大5億バーツのソフトローンを提供（年利2%、期間2年、当初6か月間の金利はゼロ%）。 → BOTが商業銀行に対し年利0.01%で総額5,000億バーツ（約1兆7,000億円）を貸し出す。 ③社債市場を安定化させるための流動性を市場に供給。 → 社債安定化基金（BSF：Corporate Bond Stabilization Fund）を設立し、2020～2021年に、高格付け企業に対し、ブリッジ・ファイナンスを提供する。 ④商業銀行の金融機関開発基金（FIDF：Financial Institutions Development Fund）への拠出金を、今後2年間、預金残高の0.46%から0.23%に引き下げる。
5/20	政策金利を0.25%引き下げる	BOTは金融政策委員会（MPC）を開き、政策金利を0.25%引き下げて0.50%とすることを決定した。利下げは今年3回目、政策金利は過去最低を更新した。
6/19	一部の金融機関とBOTが国民支援策で合意	BOTは、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けた国民に対する金融支援策の第2弾について、9つの金融機関と合意したと発表した。9つの金融機関は、各種ローンの金利を引き下げ、返済期間の延長や1回あたりの返済額の軽減などに応じる。また、BOTは、手持ち資金を確保させるため、商業銀行に対し、中間配当の停止、自社株買いの延期を指示した。
9/2	政府貯蓄銀、債務繰り延べを3ヵ月延長	タイ政府貯蓄銀行（Government Savings Bank：GSB）は、新型コロナウイルス感染症の流行により実施している債務返済猶予期間を当初の予定より3ヵ月延長し、12月31日にする決定した。政府系金融機関に債務者を支援させるBOTの政策に従った措置。

（注） 1バーツ=3.39円（2020/9/11時点）。日付は政策実施日または報道発表日。

（出所）タイ中央銀行、IMF、JETRO、現地紙報道、Tilleke & Gibbins より大和総研作成

Appendix 4. インドネシア

図表D インドネシアの政策対応

日付	分野	政策の主な内容
2/20	政策金利を0.25%引き下げる	インドネシア中央銀行は、金融政策決定会合において、政策金利である7日物リバーズレポ金利を0.25%引き下げ、5.00%から4.75%にすると発表した。
3/2	金融市場の安定に向けた対応策を発表	インドネシア中央銀行は、金融市場の安定を維持するための対応策を発表した。主な内容は以下5点。 ①通貨ルピアの安定を図るために、現物（スポット）、国内先渡取引（DNDF：Domestic Non-deliverable Forward）、流通市場での政府証券購入、の3つの市場で介入（トリプル介入）を行う。 ②商業銀行の外貨建て預金準備率を、現行の8%から4%に引き下げる（3/16～）。 ③輸出入活動に融資する銀行に対し、ルピア建ての預金準備率を0.5%引き下げる（4/1～）。 ④ルピア保有に対する代替のヘッジ手段を提供するために、外国投資家が利用できる取引範囲を拡大する。 ⑤海外投資家に対し、インドネシアで事業活動を行う際には、インドネシア国内またはグローバルに展開しているカスティアン銀行を利用するよう、再確認する。

3/9	自社株買いの条件緩和	<p>インドネシア金融庁（OJK：Otoritas Jasa Keuangan）は、新型コロナウイルス感染拡大等に伴って株式市場が低迷していることから、上場企業に対して自社株買いの条件を緩和することを決定した。</p> <p>①株主総会での承認を得ていない自社株買いが認められる。 ②払込資本金（paid up capital）の10%超（最大20%）の自社株買いが認められる（但し、発行済み株式数が払込資本金の7.5%以上あることが条件）。</p>
3/19	政策金利を0.25%引き下げる	<p>インドネシア中央銀行は、金融政策決定会合において、政策金利である7日物リバースレボ金利を0.25%引き下げ、4.75%から4.50%にすると発表した。</p>
3/31	法人税率引き下げ	<p>インドネシア政府は、現行25%の法人所得税率を22%に引き下げた。さらに、今後、2022年に税率を20%まで引き下げる。また、従来、GDPの3%までとしていた財政赤字の上限を、最長3年間にわたり緩和することも決めた。今後、国会の承認を経て、正式に法律として施行される予定。</p>
4/14	預金準備率を2%引き下げる	<p>インドネシア中央銀行は、金融政策決定会合で政策金利（7日物リバースレボ金利）を4.50%、市場の実質的な下限金利である翌日物預金ファシリティー金利（FASBI）を3.75%で据え置くことを決定した。</p> <p>他方、インフレ圧力が低下していることや、経済成長を促すことを目的とした措置を発表した。</p> <p>①預金準備率の引き下げ（商業銀行：2.0%ポイント、シャリア銀行：0.5%ポイント。いずれも5/1より） ②タームレボ取引を通じた金融操作の拡大 ③クレジットカード利用者に適用される金利水準や延滞金の緩和 (1) 月利：2.25%→2.00%、5/1より (2) 最小支払額の比率：10%→5%（5/1～2020年12月末まで） (3) 延滞金に係るペナルティ：返済額の3%または最大15万ルピア→同1%または同10万ルピア（同上）</p> <p>政策金利を据え置く一方で、市中銀行のルピア建て預金準備率を5月1日から引き下げると発表した。新型コロナウイルスの感染が拡大した影響で、キャッシュレス取引が増えていることを考慮し、同1日からクレジットカードの利用者に適用される金利水準や支払い延滞金を緩和することも明らかにした。</p>
4/28	預金保険機構、財務省に融資申請可能に	<p>インドネシア財務省は、預金保険機構（LPS：Lembaga Penjamin Simpanan）が経営破綻や業績悪化に追い込まれた銀行の処理を行う上で資金流動性が悪化した場合、財務省に融資を申請できるよう法律を整備した。</p>
4/29	小口金融債務者に6か月間の優遇付与	<p>スリ・ムルヤニ財務相は、新型コロナウイルスの影響で債務の返済が困難な中小・零細事業者の救済策として、これら事業者が銀行や金融機関から借り入れた債務について、6か月間、支払利息の補助と元本の返済を猶予する優遇策を明らかにした。年商48億ルピア（約3,400万円）以下の中小・零細事業者に対しては、4月から半年間、法人税（税率0.5%）を免除することも表明した。</p> <p>債務額が500万～1,000万ルピア（約3.6万～7.1万円）の債務者については、金利6%分を政府が補助する。債務額が5億ルピア（約360万円）未満の債務者については、最初の1～3か月間の金利支払いを6%分、次の3か月間は3%分、債務額が5億～100億ルピア（約360万～7,100万円）の債務者については最初の3か月間の金利支払いは3%、次の3か月間は2%、政府がそれぞれ補助する。</p>
5/11	国家経済復興プログラム策定 中銀の国債直接引き受けも可能に	<p>政府は、新型コロナウイルスに対する経済対策として国家経済復興（PEN）プログラムの実施に関する政令を公布・施行した。PENプログラムは、国営企業への資本注入、銀行支援、政府投資、保証の4本を柱に、新型コロナによる影響から国内経済の回復と金融システムの安定化を図る。財政支出は約318兆900億ルピア（約2兆2,700億円）に上る見通し。銀行の支援では、債務返済が困難な中小・零細企業の債務再編による銀行の流動性リスクを緩和するため、資金補助などを行う。支援の対象となるのは、外資出資比率が49%以下、総資産が国内上位15行で、経営が健全な銀行としている。</p> <p>また、巨額な資金を賄うため、中央銀行がプライマリーマーケット（発行市場）で国債を直接引き受けられるようにする。</p>
5/28	金融庁が銀行への追加的的刺激策を発表	<p>インドネシア金融庁（OJK：Otoritas Jasa Keuangan）は、銀行の流動性と資本の余力を増やし、金融分野の安定を図るため、銀行に対する追加的な刺激策を打ち出した。主な内容は以下の通り。救済策である債務再編に関する計上では、自己資本比率を計算する上で分母となるリスク資産から、債務再編額を除外することを認めた。</p> <p>①新型コロナの影響で返済困難となった債務者への救済策である債務再編に係る報告・計上等や許可手続きの規制緩和 ②資本保全バッファーや流動性カバレッジ比率など、銀行の健全性を示す各種指標規定の緩和（2021年3月末まで） ③銀行の新自己資本規制「バーゼル3」導入の1年先送り</p>
6/10	銀行への資金供給、財務相令で詳細規定	<p>インドネシア財務省は、新型コロナウイルスに対する経済対策として国家経済復興（PEN）プログラムの一環で実施する、市中銀行への資金供給について詳細を規定した財務相令を公布したと明らかにした。</p> <p>政府の資金供給は、一定の要件を満たした受け入れ銀行を通じて、債務返済が困難になった中小・零細企業などに債務再編や追加融資を行う流動性資金が必要になった銀行に対して実施される。財務相令は、受け入れ銀行となる金融機関の条件として「インドネシア法人または個人株主が51%以上を保有する」「資産規模が上位15行内で財務が健全」「二つ以上の格付け機関から投資適格の格付けを取得」などと規定した。</p>

6/18	政策金利を0.25%引き下げる	インドネシア中央銀行は、金融政策決定会合の決定に基づき、政策金利である7日物リバースレポ金利を0.25%引き下げ、4.25%にすると発表した。利下げは3カ月ぶり。また、中央銀行は、今年の実質GDP成長率の見通しを、0.9～1.9%のレンジに引き下げた。
7/6	財務省と中央銀行がコロナ対策の負担分担合意	インドネシア財務省と中央銀行は、新型コロナウイルス感染症対策費が拡大していることから、財政負担の分担に関する枠組みに合意した。また、財政赤字のGDP比率を段階的に引き下げ、2023年に3%以下とする目標を示した。 ①医療品支出に充当する約400兆ルピア（約2兆8,500億円）のゼロ・クーポン国債を発行し、中央銀行が引き受ける。 ②177兆ルピア（約1兆2,600億円）の国債を政策金利を1%下回る利率で発行し、中央銀行が1%の利率分を負担する。 ③その他の支援を目的に約330兆ルピア（約2兆3,500億円）分の国債を、政府が市場金利で発行する。
7/8	預金保険機構、銀行への資本供給可能に	政府は、預金保険機構（LPS : Lembaga Penjamin Simpanan）の権限に関する政令を公布、即日施行した。金融監督庁と協力して、銀行の経営状況や総資産、保有資産の種類などを判断材料として支援の審査を行う。これにより、LPSの権限は強化され、流動性リスクが高い商業銀行への資本供給が可能になる。1行あたりに供給できる上限は、LPSの資産の2.15%。合計では資産の最大30%を支援に充てることができるようになる。
7/16	政策金利を0.25%引き下げる	インドネシア中央銀行は、金融政策決定会合の決定に基づき、政策金利である7日物リバースレポ金利を0.25%引き下げ、4.00%にすると発表した。政策金利は、2016年8月に7日物リバースレポ金利を採用以降の最低水準を更新した。
7/17	国営企業支援を国会で可決	国会で、新型コロナウイルス感染症関連の国家経済復興（PEN）プログラムの一環として、国営企業への総額151.1兆ルピア（約1兆800億円）の投入が可決された。内訳は公的資金投入が23兆6,500億ルピア（約1,700億円）、政府融資が11兆5,000億ルピア（約800億円）、債務返済が115兆9,500億ルピア（約8,300億円）で、総額695兆2,000億ルピア（約5兆円）のPENプログラムから割り当てる。
8/4	中小銀行も公的資金供給の対象に	政府は、5月に公布した国家経済復興（PEN）プログラムの実施に関する政令を改正した。PENプログラムの一環で実施する市中銀行への資金供給について、供給条件を緩和する。これまでは「資産規模が上位15行内」を条件としていたが、これを撤廃して中小規模の銀行も資金供給を受け入れることができるようにした。 新たな条件は、①市中銀行、②株式の過半数をインドネシア法人やインドネシア人などが保有し、国内で事業を行う、③金融監督庁により、健全な経営状況と認められている、④国内経済の回復を推進する銀行業務を行う、の4点。
8/6	中銀、国債82兆ルピアを買い入れ	インドネシア中央銀行が、82.1兆ルピア（約5,850億円）相当の国債を買い入れた。7月に財務省と中央銀行が合意した財政負担に基づく最初の取引となる。買い入れた国債は、5年物、6年物、7年物、8年物。それぞれの国債を20兆5,200億ルピア（約1,460億円）ずつ購入した。
9/4	政府と中央銀行の財政負担分割を2022年まで継続	インドネシア財務省は、新型コロナウイルス感染症対策費の拡大を受けて、中央銀行と財政赤字を分担する「バーデン・シェアリング」政策について、2022年まで継続すると明らかにした。

(注) 1ルピア=0.00713円（1円=140.26ルピア、2020/9/11時点）。日付は政策実施日または報道発表日。

(出所) インドネシア中央銀行、インドネシア財務省、現地紙報道、JETROより大和総研作成

Appendix 5. フィリピン

図表 E フィリピンの政策対応

日付	分野	政策の主な内容
2/6	政策金利を0.25%引き下げる	フィリピン中央銀行（BSP : Bangko Sentral ng Pilipinas）は、金融政策決定会合にて、政策金利である翌日物借入金利（RRP : reverse repurchase rate）を0.25%引き下げ、3.75%にすると発表。インフレ率がターゲットである2.0～4.0%のレンジ内にあることに加え、新型コロナウイルスが数カ月内に経済活動や市場心理にマイナスの影響を与えることを考慮した上での判断。
2/26	銀行向け支援の用意を発表	BSPは、アフリカ豚コレラや新型コロナウイルスによって深刻な影響を受けたセクターや借り手へのエクスポージャーの大きい銀行（準銀行を含む）に対し、救済措置を用意することを発表。救済措置の内容は個別のケースで判断されるが、損失引当金の計上時期の調整や法定準備金不足に対する罰則の免除等を一時的に認めることが挙げられている。
3/19	政策金利を0.5%引き下げる	BSPは、金融政策決定会合にて、政策金利（RRP）を0.50%引き下げ、3.25%にすると発表。インフレ率がターゲット（2.0～4.0%）のレンジで推移していることに加え、最近の原油価格の下落や新型コロナウイルスに伴う世界規模での経済活動へのマイナスの影響から、2月時点よりもインフレ圧力が低下していると判断。

3/19	金融機関向けに規制の一部を一時的に緩和	BSPは、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けている金融機関を支援するための一時的な規制緩和策を発表。主な規制緩和策は、①銀行やノンバンクの1社あたり与信限度（SBL：Single Borrower's Limit）を、金融機関の資本金の25%から30%に拡大、②預金準備金が規定を下回った場合の罰則を緩和、③営業時間の変更、支店等の一時閉鎖に関する中央銀行への通知義務の免除、④中央銀行の銀行監督局への報告書（但し、外貨建て債権・債務の残高に係る報告等は除く）の提出義務の免除、である。
3/24	預金準備率を2%引き下げる	BSPは、新型コロナウイルスに伴う経済への悪影響が懸念される中、金融市場を落ち着かせ、銀行が個人向けや法人向けの貸出を継続しやすくなるよう、預金準備率を14%から12%へと2%引き下げると発表した。また、BSPは2020年中、最大で預金準備率を4%引き下げる可能性があることをコメントした。
4/16	緊急利下げ。政策金利を0.5%引き下げ	BSPは、金融政策決定会合にて、政策金利（RRP）を0.50%引き下げ、2.75%にすると発表。当初、金融政策決定会合は5/21の予定だったが、前倒して開催した。新型コロナウイルスの感染が拡大する中での対応。また、BSPは中堅中小企業（MSME：Micro, Small, Medium-scale Enterprises）の債務負担を減じるための政策パッケージを承認した。
5/5	中銀、中小零細向け融資規制を緩和	BSPは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい状況にある中小零細企業に対する支援策を承認した。 ①中小零細向け融資の信用リスクウェイトを50%に引き下げる。従来の同ウェイトは、融資先を分散している場合で75%、分散していない場合で100%だった。なお、同ウェイトは2021年12月末までに見直される予定。 ②保証付き融資に対する信用リスクウェイトを0%とする割当の拡充。フィリピン保証公社（Philippine Guarantee Corporation：PHILGUARANTEE）、農業保証共同基金（Agricultural Guarantee Fund Pool）、農業信用政策委員会（Agricultural Credit Policy Council）の保証付き融資が対象となる。 この他、中小零細企業向け融資を促すため、BSPは銀行部門に対する規制を緩和した。貯蓄銀行、農村銀行、協同組合銀行については、リスクベースの資本規制の導入時期を、当初予定していた2022年初から2023年初に先送りする。また、新型コロナの影響で返済が遅れた融資や不良債権化した融資について、銀行が中銀に報告する期限を2021年3月8日から同年12月31日に延期することも決めた。
5/26	景気刺激法案を下院委が可決	フィリピン下院の新型コロナウイルス対策委員会は、総額1兆2,980億ペソ（約2兆8,400億円）の景気刺激策を盛り込んだ「フィリピン景気刺激法案」（Philippine Economic Stimulus Act：PESA）を可決した。同法案では、2020年中に5,680億ペソ（約1兆2,400億円）が支出される計画。支出の内訳は、資金補助が1,100億ペソ（約2,400億円）、零細・中小企業への融資が500億ペソ（約1,100億円）、フィリピン土地銀行（ランドバンク：LBP）とフィリピン開発銀行（DBP）による無利子融資が500億ペソなどとなっている。
6/2	保証公社、中小企業をつなぎ融資など支援	フィリピン財務省は、国営のフィリピン保証公社（Philippine Guarantee Corporation）が新型コロナウイルスの感染拡大で苦境にある中小零細企業向けの支援策を実施すると発表した。中小企業が金融機関から運転資金を借り入れる際に、フィリピン保証公社が50%を保証する。現在、中小零細企業による運転資金向けローンは1,200億ペソ（約2,600億円）と推定されている。年間の信用保証料は、信用供与額の1%。
6/25	政策金利を0.5%引き下げる	BSPは、金融政策決定会合にて、政策金利（RRP）を0.50%引き下げ、2.25%にすると発表。新型コロナウイルスの影響で、インフレ率の見通しがターゲット（2.0～4.0%）の下限に近づくと予測されたことが、利下げの大きな要因となった。
8/10	下院、新型コロナ対策法の第2弾を可決	フィリピン下院は、新型コロナウイルス対策法の第2弾となる法案を可決した。予算規模は1,620億ペソ（約3,550億円）。但し、先に拠出額を1,400億ペソ（約3,070億円）とする法案が上院を通過していることから、今後は両院間の調整が必要となる。下院法案では、政府系金融機関への資本注入に510億ペソ（約1,120億円）が割り当てられている。この他、農業部門への低利融資に200億ペソ（約440億円）、観光インフラ等向け融資に100億ペソ（約220億円）等が含まれている。
9/11	新型コロナ対策法の第2弾が成立	ドゥテルテ大統領が、新型コロナウイルス対策法の第2弾に署名し、同法が成立した。失業者への給付金や企業への助成金、医療従事者への支援などに総額1,655億ペソ（約3,600億円）を割り当てる。

(注) 1ペソ=2.19円（2020/9/11時点）。日付は政策実施日または報道発表日。

(出所) フィリピン中央銀行、フィリピン国会、現地紙報道、JETROより大和総研作成